

## 「借金・金融一般相談会」の開催について

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。無料です。

### 記

受付日時：9月 9日（火）午前10時～12時 要予約  
9月24日（水）午前9時～12時、午後1時～4時 予約不要  
会場：旭川地方合同庁舎  
（住所：旭川市宮前通東4155番31）  
問い合わせ：北海道財務局相談員直通（午前9時～午後5時）  
電話 011-807-5144 又は 011-807-5145  
主催：北海道財務局、旭川財務事務所

- ・秘密は厳守いたします。
- ・当日お越しいただけない方につきましても、次の常設窓口で相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

### ○借金・金融一般相談

- ・多重債務者相談窓口 011-807-5144
- ・金融ホットライン 011-807-5145
- ・中小企業等金融円滑化相談窓口 011-729-0177

## 預金保険制度について

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、金融機関が破綻した場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金保険制度の中では、同制度の対象となる金融機関、対象となる預金等と保護の範囲、同制度で保護されていない預金等の取扱い、金融機関が破綻したときの預金保護の仕組み（保険金支払い方式、資金援助方式）などが定められております。

制度概要の詳細につきましては、金融庁及び預金保険機構ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。また、預金保険制度にかかる資料をご希望の方は、北海道財務局（または財務事務所・出張所）までご連絡ください。

金融庁ホームページ：<http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html>

預金保険機構ホームページ：<http://www.dic.go.jp/>

### 問い合わせ

北海道財務局 総務部 財務広報相談室：電話 011-709-2311（内線4270、4247）

旭川財務事務所：電話 0166-31-4151

## 「振り込め詐欺等の被害防止について」

道内において振り込め詐欺等の特殊詐欺が連続発生しています。

犯人は電話で、証券会社や食品メーカーの社員を名乗り、株の投資話や証券の名義変更などをもちかけた後、現金を宅配便や郵便局のレターパックで送るよう指示しています。

**現金を宅配便やレターパックで送るよう電話があったら詐欺に間違いありません。**

決して現金を郵送することなく、直ちに警察に通報してください。